

入管:コロナ禍特例措置 (AMF2020運営部内での話)

Q: 新型コロナウイルスの影響って悪いことばかりじゃないわね、「出入国ができなくなった外国人に入管は特例措置を出した」って聞きました。

期限30~90日の「短期滞在資格」は本来、更新することも、他の滞在資格に変更することもできなかったもの。それが、短期滞在資格から日本人配偶者資格に変更できた、っていうニュースが入ってきて、驚いたり喜んだり。

A: コロナ禍に入って入管は、日本国内の外国人には何かと特別待遇をしているのは本当。反対に、外国人の新規入国は認めない。だから国内にいる外国人の中には、ある意味チャンスになる人もいます。

Q: 先ほどの方も日本人男性と結婚した外国人女性で、コロナ禍で日本に閉じ込められて短期滞在(30日)を二度更新しています。これさえ特例ですが、この間に日本人配偶者への資格変更を申請したのです(書類作成は夫)。常に混雑している大都市の入管ではなく、地方都市だったことがよかったのかもしれない。入管出張所では丁寧に対応してもらったようでした。

ただ、話を聞くと、婚姻の証明はともかく、世帯としての収入が要求され、それも具体的に額まで示されたという意味では40年前と全然変わっていない、いや悪くなっている気がします。若い人に収入がないのは、いつの社会でもめずらしく珍しくないのに。

この若いカップルは、これでとにかくハッピーですが、問題は元日本人だった外国人の方たち。日本パスポートがないから外国のパスポートで入国、短期滞在しているうちに閉じ込められたのですが、これもそう何度も更新できそうにないですね。

この短期滞在資格では、何度更新したとしても居住実績につながらないし、第一仕事もできなければ健康保険も出ない、という不安定な状態になります。

A: 短期滞在の在留資格で長期間滞在するのはやはり不安なところもありますよね。

Q: じつは、他の国の国籍を取得して外国籍扱いになっている、お子さんが社会人とかお孫さんのいる年代の方から、一時帰国中に新型コロナ禍に見舞われてしまったという相談を複数いただいて困っているんです。すでに二回も短期滞在を延長したのはいいんだけど、次回も延長できるかってすごく心配されています。

A: 今このタイミングでなら更新できるかも。帰国が困難かどうかということだから思いっきりハイリスクを強調して……。

Q: ハイリスク? (いわゆる)高齢者*はコロナに感染する率が高いってこと? (*WHOの定義による)

A: 重症化しやすいという意味の高齢者はハイリスク、重症化しやすいから飛行機に乗りたくないということで……。いや待ってください、というか、もしお望みなら、日本人配偶者に資格変更の申請してみたらどうだろう。二世ということで。

Q: 二世の意味がわかりませんが……。

A: 日本国籍を失っても日本人の子だから二世ということになるんですよ。外国籍を取った方は、入管からみたら在留資格を考える上では日系二世です。だから日本人の配偶者等の資格でいいわけです。

Q: 納得！ ただ、あの若いカップルもすっかり参っていたけれど、そろえる書類の量がすごいらしいのです。私も最初から、自分たちの昔の体験として「日本じゃ書類は多いほどいい」と言っただけなんですけど。

A: いやあ、戸籍謄本と滞在に十分な経済的基盤(残高証明や年金証書とか)を示して、家族や、どなたか保証人が確保できれば十分だと思うけど。戸籍謄本じゃなく、除籍謄本かな。

Q: 高齢者はその保証人が問題、親が年金暮らしだったり死亡していたりして。

A: 保証人と言われているけど、もしもの場合の連絡先ぐらいの意味合いで、経済的な、あるいは法律上の負担や義務が特にあるわけではありません。やはり誰かに連絡先ぐらいを承知してもらえないかな。友人でも良いのですから。

Q: さっそく皆さんに伝えましょう！ 試したかたは、結果がどうであれ、会まで知らせていただくと有難いわね。